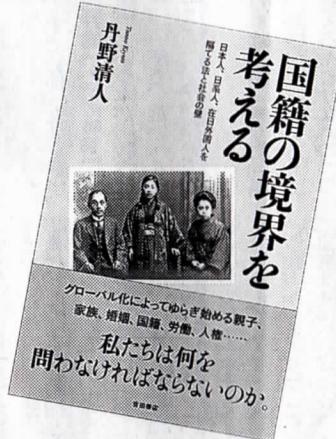


## 固有の「家族の境界」概念にもとづく 日本的血統主義の強固さと国籍のゆらぎ

現在日本社会が直面しつつある「日本人の境界」問題をリアルに提示する

佐藤成基



「誰が国民なのか」を定めている法制度が国籍である。その方法には血統主義と出生地主義の二つの原則がある。血統主義は「国民の子供はその国の国民になる」という原則、そして出生地主義は「その国の領土内で生まれた子供はその国の国民になる」という原則である。国籍の決め方は国によってそれぞれに異なり、血統主義に比重を置く国もあれば、アメリカ合衆国のように出生地主義に比重を置く国もある。日本の場合、1899年成立の国籍法以来現在に至るまで、ほぼ純然たる血統主義が採用されている。「血の繋がり」（血縁）を重んじる血統主義は、近代国籍制度の歴史の中ではしばしば「民族」の観念と結びつけられ、異民族から自民族の「純

ある。つまり、家族の「内」に包摶されることが国籍取得の（すなわち「国民」であること）条件となつてゐる。明治以来、家族は戸籍によつて管理され、戸籍への登載が日本国籍者であることを意味してきた。そこでは実際の血の繋がりよりも、戸籍上の「家族」への編入が優先される。こうした日本とヨーロッパの血統主義の違いをよくあらわしているのが、日系人労働者に対する政策である。1990年の入管法改正により、外国人労働者のなかで日系人だけに就労制限なく働くことが認められた。この政策は、日本民族の血統ゆえに日系人を特別扱いしているようにも見える。しかし実際のところ、ここで就労を認められているのは日系三世までである。し

「日本人」からの距離によって日系人の権利が差異化されているのである。家族を中心とする血統主義の論理が、ここで働いていることがわかる。

グローバル化が進展し、涉外結婚（国際結婚）が増加する昨今、法律婚による戸籍上の家族が家族の実態から乖離していることも問題にされるようになった。それをしているのが2008年最高裁判決である。国籍法違憲判決である。外国人母から生まれた子供が、出生後に日本人男性によつて認知された場合、その両親が結婚していないともその子供に日本国籍を認めるべきであるとする判断が出された。その結果、国籍法が改正された。著者によれば、この違憲判決は決して家族への包摶を前提

とは、流入する外国人が将来「国民」になることを前提とした政策だからだ。定住化する外国人に教育や社会給付を提供することも、単に彼らの「人権」を守るということだけではなく、彼らをホスト社会の一員として包摂し、統合していくことを目的としている。それはホスト社会の秩序（例えば学校教育や社会保障制度など）を問い合わせ直すことにもつながる。

丹野清人著  
►国籍の境界を考える

日本人、日系人、在日外国人を隔てる法と社会の壁  
3・28刊 四六判304頁 本体2600円  
吉田書店

本書は5つの既出論文と四つの書き下ろし論文から構成されている。前半では日本国籍の「境界」をめぐる問題、最後の三つの章で外国人労働者（特に著者の主たる研究フィールドである日系人労働者）の問題について論じられている。どの章も緻密な調査に基づいた読み応えのある論考であるが、本書のメインテーマは、タイトルが示すように国籍問題の方にある。

血性<sup>1</sup>を守る方策として理解され、正当化されてきた。1999年以前のドイツの旧国籍法などがその典型例として知られている。

しかし本書は、日本の血統主義がこのよう民族の純血性というヨーロッパ的観念とは異なった日本固有の論理によって作動してきたことを実証している。日本では、「民族の境界でなく家族の境界が国籍の境界を左右する」ので

かも2006年の「定住告示」では、二世と三世との間の資格上の差異でもうけられ、三世には「素行善良性」が定住の条件として付け加えられたのだ。このような世代による「差別」は、民族概念に基づく血統主義ではありえないものだ。同じ民族の「血」を引く者であれば、世代がどうあれ皆平等に扱われるべきものだからだ。しかし日本の場合、戸籍台帳に登載された

著者はここに、クローバル化に伴う国籍の「ゆらぎ」を見てとうていて、しかしそこにあるのは、日本における血統主義の強さであろう。血統主義が作動している限り、家族の「外」の外国人は原理上永久的に外国人のままにとどまる。日本で「移民政策」が成立しない理由の一つが、このような血統主義の根強さにあると思われる。移民政策

關係がなくても「家族生活の実態」があることをなし、子供の国籍取得を認めたものである。それは「家族に組み込まれることをもつて『国民たるの資格』を認めることを基本思想」（165頁）とする日本本的血統主義の論理を前提にしつつ、「家族」の概念を拡大することで「日本人の境界」

らだ。では、その「境界」を  
「ゆるがす」ことは可能な  
か。それはホスト社会が外国  
人を受け容れていく際に必ず  
発生する問題である。現在日  
本社会が直面しつつあるその  
問題を、本書はリアルに提示  
している。

知された場合、その両親が結婚していくことをその子供に日本国籍を認めるべきであるとする判決が出された。その結果、国籍法が改正された。著者によれば、この違憲判決は決して家族への包摶を前提とする日本の血統主義の原理を変更したものではない。判決は両親の間に法律上の婚姻

い」実情が明らかにされてい  
るが、これも移民政策の不在  
と関係しているだろう。外国  
人と国民との血統主義の国籍  
によって厳然と区別されてい  
る限り、外国人を日本の「市  
民社会」のなかに取り込んで  
いくことは限界がある。そ  
もそも市民社会の法秩序が国  
家によって支えられているか

グローバル化が進展し、涉外結婚（国際結婚）が増加する昨今、法律婚による戸籍上の家族が家族の実態から乖離していることも問題にされるようになった。それを示しているのが2008年最高裁判の国籍法違憲判決である。外国人母から生まれた子供が、出生後日本人男性によって認

けではな、彼らをホスト社会の一員として包摶し、統合していくことを目的としている。それはホスト社会の秩序（例えば学校教育や社会保障制度など）を問い合わせ直すことにもつながる。

ものが、同じ民族の「血」を  
引く者であれば、世代がどう  
であれ皆平等に扱われるべき  
ものだからだ。しかし日本の  
場合、戸籍台帳に登載された  
「日本人」からの距離によつ  
て日系人の権利が差異化され  
ているのである。家族を中心核  
とする血統主義の論理が、こ  
こで働いていることがわから

半永久的に外国人のままであることとなる。日本で「民政政策」が成立しない理由の一つが、このような血統主義の根強さにあると思われる。移民政策とは、流入する外国人が将来「国民」になることを前提とした政策だからだ。定住化する外国人に教育や社会給付を提供することも、単に彼らの

でも、二世と三世との間の資格上の差異でもうけられ、三世には「素行善良性」が定住の条件として付け加えられたのだ。このような世代によって、「差別」は、民族概念に基づく血統主義ではありえない

著者はここに、クローバル化に伴う国籍の「ゆらぎ」を見てとうてい。しかしそこにあるのは、日本における血統主義の強さであろう。血統主義が作動している限り、家族の「外」の外国人は原理